



2026年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 粟 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

(経過開示) 株主による招集に係る臨時株主総会の
開催日時及び開催場所に関するお知らせ

2026年3月31日付「(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」及び2026年4月24日付「(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、名古屋地方裁判所において、当社の株主である株式会社ジェット（以下「申立人」といいます。）による臨時株主総会招集を許可する決定がなされましたが、2026年5月18日、申立人より、臨時株主総会の開催日時及び開催場所を下記のとおりとする株主総会招集通知を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 開催日時

令和8年5月28日（木）午前10時

2. 開催場所

愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号 名古屋日興証券ビル7階
TKP名古屋栄カンファレンスセンター ホール7G

なお、2026年5月8日付「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士粟田口太郎が管財人に選任されました。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、仮に上記の臨時株主総会における決議の結果として当社の取締役に変更が生じたとしても、当社は、上記の管財人体制の下で、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

以上